

令和4年度彦根市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金（その他世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計は悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、令和4年度彦根市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和4年6月13日付子発0613第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙支給要領に基づき、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 彦根市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）（以下「本給付金」という。）を、第3条第2項に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、第1号に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、第2号に規定する所得要件のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。

なお、支給対象者のうち、第1号のイまたはロに該当し、かつ、第2号のイに該当する者（第1号のイに該当する者については、児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）を「児童手当等受給・非課税者」といい、第1号のハまたはニに該当し、かつ、第2号のイに該当する者（第1号のハに該当する者については、同項に規定する公務員である者を除く。）を「新規児童手当等受給・非課税者」といい、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者以外の者を「その他の支給対象者」という。

(1) 以下の養育要件のいずれかに該当すること。

イ 児童手当受給者

令和4年4月分の児童手当（児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者

ロ 特別児童扶養手当受給者

令和4年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給

者

ハ 新規児童手当受給者

令和 4 年 5 月から令和 5 年 3 月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）または児童手当法第 9 条第 1 項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者

二 新規特別児童扶養手当受給者

令和 4 年 5 月から令和 5 年 3 月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）または特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条において準用する児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 8 条第 1 項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者

ホ 高校生等を養育する者

前記イから二までのいずれかに該当する者以外の者のうち、平成 16 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に出生した児童を養育する者であって、令和 4 年 3 月 31 日において日本国内に住所を有するものまたは令和 4 年 4 月 1 日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

ヘ 政令で定める額以上の収入がある養育者

前記イから二までのいずれかに該当する者以外の者のうち、児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）第 7 条に規定する額以上の収入があり、平成 19 年 4 月 2 日以降に出生した児童を養育する者であって、令和 4 年 3 月 31 日において日本国内に住所を有する者または令和 4 年 4 月 1 日以降に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

(2) 以下の所得要件のいずれかに該当すること。

イ 令和 4 年度分の市町村民税均等割が非課税である者

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 4 年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者または市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

ロ 令和 4 年 1 月以降の家計急変者

前記イに該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和 4 年 1 月以降の家計が急変し、令和 4 年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情があると認められる者（当該者の 1 年間の収入見込額（令和 4 年 1 月から令和 5 年 2 月までの任意の 1 か月の収入に 12 を乗じて得た額をいう。）または 1 年間の所得見込額（当該収入見込額から 1 年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当す

る額以下である者をという。)

2 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

| | |
|----------------|--------------------------------|
| 児童手当等受給・非課税者 | 令和4年4月1日以後に死亡した場合 |
| 新規児童手当等受給・非課税者 | 支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合 |
| その他の支給対象者 | 申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合 |

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人

(本給付金の支給額等)

第3条 本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、5万円とする。

2 本給付金の対象児童は、平成16年4月2日(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日)から令和5年2月28日までの間に出生した児童(日本国内に住所を有するものまたは児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。)とする。

3 既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「ひとり親世帯給付金」という。)または本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

(市が支給を実施する支給対象者の範囲)

第4条 市は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当該者への本給付金の支給を実施する。

| | |
|----------------|---|
| 児童手当等受給・非課税者 | 市が令和4年4月分の児童手当の受給資格を認定している場合または市が令和4年4月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う場合 |
| 新規児童手当等受給・非課税者 | 市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格または額の改定を認定した場合または市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格または額の改定の認定の請求を受理した場合 |
| その他の支給対象者 | 申請時点で市に居住する場合 |

(申請不要の支給の方式)

第5条 市長は、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認したうえで、本給付金の支給を決定する。支給対象者は、支給を希望しない場合、別紙様式第1号の給付金受給拒否の届出書により届出を行う。

2 市長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、本給付金を支給する。この場合、第4号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号、第2号または第3号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(3) 指定口座振込方式 前項の支給決定までに、支給対象者が市に別紙様式第2号の支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(4) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が市に別紙様式第2号の支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(申請による支給に係る申請受付開始日および申請期限)

第6条 申請による本給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日までとする。ただし、令和5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定または額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和5年3月15日までとする。

(申請による支給の方式)

第7条 申請により本給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別紙様式第3号の申請書(以下「本給付金申請書」という。)により申請を行う。市長は、審査をしたうえで、本給付金の支給を決定する。

2 申請者による申請およびこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 申請者が本給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本並びに別紙様式第4号の申立書および給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により第7条第1項の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日において、申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 当該申請者の指定した者であると認められる者

(3) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)

(4) その他市長が適当と認める者

2 代理人は、原則として、委任状を添えて提出するものとする。この場合において、市

は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

- 3 市は、代理人が第1項第1号の者である場合は、住民基本台帳により、同項第2号から第4号までの者である場合は市長が別に定める方法により、代理権の有無を確認するものとする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された本給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により本給付金を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者および支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第5条第1項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当または特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により支給決定を行った日の30日後までに完了できない場合は、本件契約は解除される。
- 3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、本給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給決定を行った日の30日後までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、本給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合、本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。